

新旧対照表（事務編P 13）

旧（平成28年4月版）	新（平成29年4月版）
6. 公共施設（法第4条第14項） 略 （1）「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。（道路交通法第2条第1項第1号）	6. 公共施設（法第4条第14項） 略 （1）「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。（道路交通法第2条第1項第1号） <u>建築基準法第42条第1項第5号で規定する位置指定道路は、一般交通の用に供するその他の場所とみなす。</u>